

京都市会基本条例の一部を改正する条例（平成29年6月9日京都市条例第2号）
（市会事務局調査課）

「ネーミングライツ」（通称を命名する権利をいいます。以下同じ。）については、地方自治法等の法令に明文の規定がなく、その法的位置付けが確立されたものではありません。また、本市においても、「ネーミングライツ」を民間事業者等に付与する際に市民の意見を反映させる手続等が、必ずしも明確になっていないのが現状です。

このような中、議会が適切に関与したうえで「ネーミングライツ」が付与されるよう、市会の議決に付すべき事件に、「ネーミングライツ」の付与の対象とする施設を定めることを追加することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市会基本条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年6月9日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 2 号

京都市会基本条例の一部を改正する条例

京都市会基本条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次の1号を加える。

(3) 通称を命名する権利の付与の対象とする施設（重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。）を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局調査課)